

栃木県警察の会計の監査に関する訓令

(平成16年4月27日)
(栃木県警察本部訓令乙第22号)

栃木県警察の会計の監査に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第一条 この訓令は、警察に関する予算に係る会計経理の適正を期するため、栃木県警察の行う会計の監査(以下「会計監査」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査実施計画)

第二条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、毎年度、会計監査を行うための実施計画(以下「会計監査実施計画」という。)を作成するものとする。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 会計監査の重点項目

二 会計監査の対象所属

三 会計監査の時期

(会計監査実施計画の変更)

第三条 本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(実施)

第四条 本部長は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本部長は、栃木県警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

3 本部長は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に会計監査を行わせることができる。

(説明の要求等)

第五条 本部長及び指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第六条 本部長は、毎年度終了後、速やかに、その行った会計監査の実施の状況を取りまとめ、栃木県公安委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があるときは、速やかに、その行った会計監査の実施の状況を栃木県公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第七条 本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属長に指示するものとする。

2 本部長は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、会計監査の対象所属長に報告を求めるものとする。

附 則(平一六、四、二七栃木県警察本部訓令乙第22号)

この訓令は、平成十六年五月一日から施行する。